

社会福祉法人とものにわ会 グループホーム和が家

## 身体拘束廃止・虐待防止に関する指針

2022年2月1日

## 身体拘束廃止・虐待防止に関する指針

### 1. 本指針の目的

本指針は社会福祉法人ともにかわが運営するグループホーム和が家において虐待の防止・身体拘束の廃止を実施するための体制を整備することにより、利用者が権利を擁護され適切な介護サービスを受けられることを目的とする。

また本指針は利用者・家族・関係者・全ての職員等が自由に閲覧できるようにする。

### 2. 身体拘束に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻んでしまう。当ホームでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、介護に携わる全員が身体的・精神的弊害を理解し、常に身体拘束を伴わない介護を心掛けるものとする。

#### 1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

#### 2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外代替法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 3. 身体拘束廃止に向けての指針

#### 1) 身体拘束の原則禁止

当ホームにおいては利用契約書第16条⑨に明記してあるように、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

#### 2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、上記2)に記載する例外三原則全てを満たした場合のみ本人及び家族への説明同意を得て行う。

なお、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

### 3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活ができるように援助する。
- ② 言葉や応対などで利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いをくみ取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し、協力が得られる全ての機関と連携し個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか常に振り返りながら利用者が主体的な生活を送れるように援助する。

## 4. 身体拘束廃止に向けた体制

### 1) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の設置等

身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の時期及び方法を検討するとともに身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導する。

### 2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の構成員

委員会は運営推進会議と一体的に設置し運営推進会議開催時に検討を行う。構成員は、区役所職員・地域包括センター職員・民生委員・町内会役員・利用者家族・法人障害者グループホーム管理者・当ホーム管理者となる。

### 3) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の開催

運営推進会議と同時開催とし、原則偶数月の最終木曜日とする。

## 5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

### 1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為

- ・徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いす・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないようにY字拘束帯や腰ベルト・車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

- ・脱衣やオムツ外しを制限するために介護服(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 2) 検討会の実施

緊急性又は切迫性によりやむを得ず身体拘束を検討しなければならない状況になった場合、管理者およびユニット主任を中心に担当職員全員で、身体拘束を行うことを判断する前に切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかの確認を行う。

次に拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を実施することを選択した場合は、拘束の目的・方法・場所・時間帯・期間等について十分検討し、本人・家族に対する同意書を作成する。

また、早期の段階で拘束解除に向けた取組を担当職員で検討し委員会に報告する。

## 3) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の目的・方法・場所・時間帯・期限・改善に向けた取組方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の期限を超えなお拘束を必要とする状況の場合は、事前に契約者・家族等に対し拘束の内容と方向性及び利用者の状態等を説明し、同意を得た上で実施する。

## 4) 記録と再検討

法律上身体拘束に対する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

## 5) 拘束の解除

4)の記録と再検討の結果、身体拘束の要件に該当しなくなった場合は直ちに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族等に報告する。

## 6. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け各職種がその専門性に基づいてチームケアを行うことを基本とし、それぞれの役割に責任をもって対応する。

### ●管理者（施設長）

- ・身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の総括責任
- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整

- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード・ソフト面の改善

●ユニット主任

- ・身体拘束検討会の総括責任者
- ・ケア現場における諸課題の総括責任者
- ・チームケアの確立

●介護職員

- ・拘束がもたらす弊害の正確な認識
- ・利用者の尊厳の理解
- ・利用者の疾病、傷害等による行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的なケアを実施
- ・利用者との十分なコミュニケーション
- ・正確かつ丁寧な記録

7. 虐待防止に関する考え方

高齢者虐待は身体的虐待だけでなく尊厳を侵害する言葉や行動があることを理解し、職員ひとり一人が下記に示す虐待行為及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、全ての職員が虐待の発生の防止に対し強く意識し、本指針を遵守して虐待をしない介護を実践する。

8. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対し次のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得る

こと。

## 9. 虐待防止に向けた体制

4. に記した委員会を設置し虐待の防止及び早期発見を図る。

### 10. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1) 毎月開催するユニット会議（フロア会議）において介護の振り返りを行い虐待に類する行為が無かったか確認する。
- 2) この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容の研修を年一回以上実施し、新規職員採用時には必ず行い、研修実施内容を記録に残す。

### 11. 虐待が発生した場合の基本的対応方法

- 1) 虐待等が発生した場合には速やかに市に報告するとともに、その原因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず厳正に対処する
- 2) 緊急性が高い事案の場合には市及び警察の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。

### 12. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 1) 虐待事案は虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や管理者等への報告を義務付ける。
- 2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は管理者及び市に第一報として報告を行うとともに、管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態・経緯・背景等の調査、再発防止策を速やかに虐待防止委員会で議論し対策をたてる。
- 3) 管理者は虐待防止委員会で議論した虐待の実態・経緯・背景・再発防止策を家族等及び市に報告する。

### 13. 苦情解決方法に関する事項

身体拘束及び虐待に関する苦情が生じた場合は誠意を持って対応するとともに、他の苦情と同様に以下に示す苦情処理窓口を利用する。

#### ● 苦情相談窓口

- ・ 横浜市都筑区役所福祉保健センター高齢・障害支援課高齢支援担当

住所：都筑区茅ヶ崎中央 32 番地 1 号

電話：045-948-2306 FAX：045-948-2490

対応時間：平日の 8：45～17：15

- ・ 横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課）

住所：中区本町 6-50-10（市庁舎 15 階）

電話：045-671-4045 FAX：045-681-5457

Mail：kf-fukushisodan@city.yokohama.jp

対応時間：平日の8：45～17：15

- ・神奈川県国民健康保険団体連合会

住所：西区楠町 27-1

電話：045-329-3447 FAX：0570-033-110

対応時間：平日の8：45～17：15

- ・当ホーム利用者相談

相談員：田所 修（管理者）

電話：045-470-0525 FAX：045-470-0526

Mail：tadokoro@b02.itscom.net

対応時間：9：00～18：00

#### 1 4. 利用者又は家族に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については誰でも閲覧できるようにホームに据え置くとともにホームページにも掲示する。